

建築確認申請について

本市で建築確認事務を処理する建築物等

建築物

建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号の建築物（※）

※「第2号の一部」：【全ての地域（長門、三隅、日置、油谷）】

木造平屋・・・延べ面積 200 m²超 300 m²以下かつ高さ 16m 以下のもの

木造2階建て・・・延べ面積 300 m²以下かつ高さ 16m 以下のもの

「第3号部」：【都市計画区域内（長門、三隅）】

平屋かつ延べ面積 200 m²以下のもの（構造にかかわらず）

（ただし、山口県の許可（建築基準法第43条第2項第2号許可等）を必要とする建築物は、山口県の権限となります）

工作物

建築基準法施行令第138条第1項第1号、第3号、第5号に掲げる工作物のうち、下記の規模に該当するもの。

（ただし、これらの工作物を単独で築造する場合、または建築基準法第6条第1項第2号の一部及び第3号の建築物の存する敷地に築造する場合に限る）

第1号 煙突で、高さが 6m を超え、10m 以下のもの

第3号 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔で、高さが 4m を超え、10m 以下のもの

第5号 擁壁で、高さが 2m を超え、3m 以下のもの

※建築物、工作物共に上記の範囲外のものについては、審査権限は山口県となりますが、受付は当市で行ないます。

提出書類及び提出部数

建築物

(1)確認申請書 2部（正本・副本）

(2)建築計画概要書 1部（消防通知の時は2部）

(3)建築工事届 1部

(4)委任状（代理者が申請する場合、正本に添付）1部

- (5)盛土規制法の適合性の確認書類 2 部
- (6)開発許可に関する許可書の写し（開発許可を受けた敷地の場合）1 部
- (7)尿尿浄化槽調書 3 部（生活環境課用 1 部を含む）
- (8)福祉のまちづくり届出書（山口県福祉のまちづくり条例対象施設の場合）2 部
- (9)その他建築主事が必要と認める関係図書等

工作物

- (1)確認申請書 2 部（正本・副本）
- (2)委任状（代理者が申請する場合）1 部